

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 味噌川ダムホイールローダー一点検業務
- 2 履 行 場 所 長野県木曽郡木祖村小木曽2058-22 味噌川ダム管理所
- 3 履 行 期 間 契約締結日の翌日から90日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「建設用機械類」の認定を受けており、かつ、営業品目「パワーショベル、油圧ショベル、ブルドーザー、トラクタ、フォークリフト、掘削機または除雪車」に登録していること。
- 3 見 積 書 等
 - 1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和8年10月15日 12:00 まで
 - 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質 問 書 令和8年10月8日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月16日12:00までとします。
 - 7)そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

味噌川ダムホイールローダー一点検業務

仕 様 書

令和8年10月

独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「味噌川ダムホイールローダー点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-2 業務概要

本業務は、労働安全衛生法第45条に基づき、ホイールローダーの特定自主検査および部品交換を行うものとする。

1-3 履行場所

長野県木曽郡木祖村小木曽2058-22 味噌川ダム管理所

1-4 業務期間

契約締結の翌日から90日間

第2節 一般事項

2-1 業務範囲

本件の業務範囲は、次の設備の特定自主検査（点検整備）を行うものとする。

（1）ホイールローダー 1台

2-2 提出図書

提出図書は、次のとおりとする。

なお、記録表は厚生労働省安全衛生部安全課が監修した「特定自主検査記録表（トラクター・ショベル（ホイール式）」を使用するものとする。

（1）点検整備報告書（特定自主検査記録表及び履行記録写真含む） 1部

2-3 異常等発見時の対応

本業務履行期間に異常等を発見した場合は、速やかに担当職員まで報告するものとし、その対応について協議するものとする。

2-4 設計変更

設計内容および数量等に変更が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

2-5 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 対象設備

本業務対象設備の主要仕様は、以下のとおりとします。

- ・名 称 : ホイールローダー
- ・台 数 : 1台
- ・製造業者名 : 小松製作所
- ・型 式 : WA30-5E
- ・製造・車体番号 : 19547
- ・性 能 : 0.4m³
- ・取 得 年 月 : 平成8年3月

第2節 特定自主検査

特定自主検査は、設備の機能維持、信頼性確保を目的として行うもので、エンジン、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、作業装置、油圧装置、操作、安全装置、車体関係等に対する検査を実施するものとする。

なお、検査内容は別紙－1に示す「厚生労働省安全衛生部安全課」が監修した「特定自主検査記録表（トラクター・ショベル（ホイール式））」によるものとする。

第3節 整備

3－1 整備内容

本業務で実施する整備は次のとおりとする。

- (1) エンジンオイルおよびオイルエレメント交換
- (2) 燃料エレメント交換
- (3) グリス補給
- (4) バケットエッジ取替（取付ボルト・ナット・ワッシャの取替を含む）
- (5) バケットポジショナ交換

3－2 取替部品等

本業務で取り替える部品等の仕様、数量は次のとおりとする。

なお、下記規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。

名称	規格	数量	備考
エンジンオイル	SAE10W-30 相当品	5 L	
エンジンオイルエレメント	部品番号：YM129150-35153	1 個	
燃料エレメント	部品番号：YM129100-55650	1 個	
グリス	リチューム系 EP グリス NO,2	1 式	

バケットエッジ	部品番号：363-70-21190 型式：WA30-5E 用	1 本	
バケットエッジ取付ボルト	部品番号：02090-11050 型式：WA30-5E 用	7 個	
バケットエッジ取付ナット	部品番号：02205-11015 型式：WA30-5E 用	7 個	
バケットエッジ取付ワッシャ	部品番号：01643-31645 型式：WA30-5E 用	7 枚	
バケットポジショナ	部品番号：363-06-31121 型式：WA30-5E 用	1 式	

3－3 現場発生品

取替を行った旧部品等は、受注者の責任と費用負担において適正に処分するものとする。

第4節 自賠責保険

本業務において、小型特殊自動車の自賠責保険（24ヶ月）加入を行うものとし、自賠責保険に係る費用は、本業務に含むものとする。

なお、現在加入している自賠責保険は令和8年11月8日が満期となっていることから、途切れることなく継続できるよう手続きを実施するものとする。

第5節 補修塗装

本業務の履行により塗膜に損傷を与えた部分は、補修塗りを行うものとする。

なお、塗装仕様および塗装色は既設と同等とする。

第6節 管理運転

点検・整備および調整完了後、管理運転により機能確認を行うものとする。

以 上

トラクター・ショベル（ホイール式）

特定自主検査記録表

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用証明書
発行日

年 月 日

様式 SR-GL-91-B

証明書
発行No.

標章No.

3 年 間 保 存

メーカー名	管理番号		使用者住所 氏名又は名称	
型 式	走行距離		km	
製造番号	アワメーター		h 機械管理者氏名	
性 能	車検有効期間		年 月 日 検査業者登録番号	
検査実施場所	検査業者又は事業者 住所・名称		責任者	
検査年月日	年 月 日	検査者 氏 名	責任者 氏 名	

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容																		
					良	不良																			
エ ン ジ ン	1	本 体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセル作動、回転具合 ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管、マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリーナー ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間（吸最大 mm・最小 mm）（排最大 mm・最小 mm） ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ h 噴射圧力 噴射圧力 (MPa) <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不× <table border="1"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table> ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント ブラケットのき裂・変形、緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、触診 トルクレンチ シクネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等			
	1	2	3	4	5	6																			
	1	2	3	4	5	6																			
	1	2	3	4	5	6																			
	2	潤滑装置	★ 油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・*損傷	目視																					
	3	燃料装置	★ 燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・*詰まり	目視																					
	4	冷却装置	★ 水量・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターバルブ機能・損傷、ベルト（たわみ、摩耗、損傷）、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、スケール、温度計																					
	5	電気装置	★ 充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電流電圧計																					
	6	エアコンプレッサー	★ 異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計																					
	7																								
	動力伝達装置	8	トルクコンバーター	★ 異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診																				
		9	トランスミッション	★ 異音、異常発熱、作動、レバーの抜け、油量・汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、触診																				
		10	HST（ポンプ、モーター、付属弁）	★ 異音、異常発熱、作動、油汚れ、油漏れ	目視、操作、聴診、触診																				
		11	プロペラシャフト	★ 振れ、スプライン・軸受部・センターベアリングのがた、連結部緩み・損傷	目視																				
12		デフレンシャル	★ 異音、油量、汚れ、油漏れ、デフロック作動	目視、操作、聴診																					
13		ファイナルドライブ	★ 異音、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診																					
14		チェーンケース（スキッドステアリング）	★ 異音、き裂、損傷、変形、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診																					
走行装置	15	フロントアクスルハウジング、リアアクスルハウジング	★ き裂、損傷、変形	目視、探傷器																					
	16	ホイール（タイヤ）	★ 空気圧、き裂、損傷、偏摩耗、溝深さ、異物、取付、リム等のき裂・損傷・変形、ベアリング部のがた・異音・異常発熱	目視、聴診、触診 タイヤケージ、スケール																					
操縦装置	18	ハンドル	★ 振れ、取られ、遊び、緩み、がた、作動	目視、操作、スケール																					
	19	ギヤボックス	★ 油量、汚れ、油漏れ、取付	目視																					
	20	ロッド、アーム類	★ ロッド等のき裂、損傷、曲がり、ダストブーツのき裂・損傷・変形、連結部がた・摩耗・連結部取付																						
	21	アーティキュレート機構	★ ステアリング角度、センターピン部のがた・き裂・損傷・変形、シリンダー作動・伸縮・油漏れ																						
	22	パワーステアリング装置	★ 油量、油漏れ、ホース等の損傷・ひび割れ・老化、配管等取付・干渉																						
制動装置	24	走行ブレーキ	★ ペダルの遊び、床板とのすき間、効き具合（制動距離 m）	目視、操作、スケール（巻尺）																					
	25	駐車ブレーキ	★ レバーの引き代、引き力、効き具合、つめ・ラチェット部の損傷・摩耗	目視、操作																					
	26	ペダルロック	★ 作動、損傷、摩耗																						
	27	ロッド、リンク、ケーブル類	★ 損傷、摩耗、連結、取付																						
	28	ホース、パイプ	★ 油漏れ、エア漏れ、損傷、ひび割れ、老化、クランプ等の取付、干渉	目視、石けん水																					
	29	オイルブレーキ	★ *シリンダー作動、*油漏れ、油量・汚れ	目視、操作																					
	30	エアブレーキ	★ ブレーキチャンバーロッドの作動、エア漏れ、油漏れ	目視、操作、スケール、石けん水																					
	31	ブレーキ倍力装置	★ 弁の作動、エア漏れ、油漏れ、アキュムレータの作動	目視、操作、スケール、石けん水																					
	32	ブレーキドラム、ブレーキシュー	★ ライニングすき間、*ライニングはく離・*損傷・*摩耗、*アンカーピン腐食、*スプリングへたり、*ドラム内面き裂・*損傷・*摩耗	目視、スケール、探傷器																					

【正】

©2009（社）建設荷役車両安全技術協会作成

3 年 間 保 存

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補修内容					
					良	不良						
制 動 装 置	33	バックプレート	き裂、損傷、変形、取付	目視								
	34	ブレーキディスク、パッド、プレート	引きずり、パッド厚さ、ディスク・キャリパーのき裂・損傷・摩耗、ピストン油漏れ、[キャリパー式] *ディスクの厚さ、*ライニングはく離、*損傷、*摩耗〔ピストン式〕	目視、操作、スケール、探傷器								
	35	駐車ブレーキドラム、ライニング	ライニングすき間、ドラム取付、*ライニングはく離、*損傷、*摩耗、*ドラムき裂	目視、スケール、探傷器								
	36	駐車ブレーキディスク、パッド	パッド厚さ、*ディスク・キャリパーのき裂、*損傷、*摩耗、チャンパーの作動、エア漏れ	目視、操作、スケール、石けん水、探傷器								
作業 装置	38	バケット、ブレード、アーム、リンク	き裂、変形、摩耗、取付	目視								
	39	バケットコントロール	所定の角度で停止（ポジションナー）、所定の高さで停止（キックアウト）	目視、操作、スケール								
	40											
油 圧 装 置	41	作動油タンク	油量、汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザの目詰まり、取付	目視、石けん水								
	42	フィルター	*汚れ、*目詰まり、油漏れ	目視								
	43	配管（高圧ホース・パイプ）	き裂、損傷、老化、ひび割れ、油漏れ、取付	目視								
	44	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量、*吐出圧	目視、聴診、触診、テスター								
	45	HST用付属弁（ポンプコントロール、プレッシャオーバードラム）	前後進の切換、中立、油漏れ	目視、操作								
	47	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打こん、き裂、曲がり、擦り傷	アーム用 目視、操作、スケール、タイマー バケット用								
	48	方向制御弁	作動、油漏れ、取付	目視、操作								
	49	圧力制御弁	作動、油漏れ									
	50	流量制御弁	作動、油漏れ									
	51	逆止め弁	作動、油漏れ									
	52	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、破損、油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診								
	53											
	操 作	54	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール							
55												
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	56	車枠及び車体	き裂、変形、取付	目視								
	57	キャブ及びカバー（ROPS 含む）	き裂、変形、腐食、雨漏、ロック・施錠、ガラスの破損、防護柵	目視、操作								
	58	座席（調整機構、シート、背もたれ）	調整・ロックの作動、取付、損傷									
	59	シートベルト	損耗、効き具合、取付									
	60	昇降設備及び滑り止め	き裂、損傷、変形、取付	目視								
	61	レバーロック	効き具合、損傷、変形	目視、操作								
	62	作業装置安全ピン及び安全リンク	き裂、損傷	目視、探傷器								
	63	表示板	損傷、取付	目視								
	64	灯火装置、警音器、方向指示器、窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ破損、浸水	目視、操作								
	65	計器類	作動	目視								
	66	後写鏡及び反射鏡	汚れ、損傷、写影									
	67	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作								
	68											
総 合	69	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、触診								
排 気 装 置	★ ★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み損傷	目視、聴診、レンチ等								
事 業 者 （ 等 ）	次回特定自主検査実施年月 年 月											
補 修 等 の 措 置 内 容												
照合No.	補修箇所及び不具合状況			補修年月日	補 修 実 施 内 容							
備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける（車検を受けて登録番号を取得した）機械は、荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。 6. ★及び★★印は、安衛法上及び建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づき決められている検査項目であるが、そのうち★★印は同指針にの基づく検査項目である。				記 号	交 換	修 理	調 整	締 付	清 掃	給 油 水	該 当 な し
						X	△	A	T	C	L	—

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

証 明 書
発行No.

標章No.

[illegible]

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月1日に交付された「味噌川ダムホイールローダー点検業務」
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。